

© The Tiffen Company, 2000

KODAK Gray Scale

C

Y

M

Kodak  
LICENSED PRODUCT

諸御役支配附控

73

2550





門 伊 3  
號 2550  
卷

17頁  
至  
神  
也

同

諸御役支配附

諸御役支配附

御老中支配

御象老衆 御側衆 高家衆 御留守居

大番頭 大目附 町奉行 御勘定奉行

關東御郡代 御勘定吟味役 御作事奉行

御普請奉行 小普請組支配 御籙奉行

御鑓奉行 御留主居番 交代寄合衆

表高家 美濃御郡代 遠國御役人

若年寄支配

拾四  
日



御書院番頭	御小姓組番頭	小普請奉行
新番頭	御小姓衆	中與衆
百人組之頭	御持弓頭	御持筒頭
御先手	<small>御弓頭</small>	御使番
<small>御鉄炮頭</small>	御目付	御使番
御鷹匠支配	御鳥見組頭	小十人頭
御徒頭	御船手頭	御鐵炮方
西丸御裏御門番頭	二丸御留守居	<small>拂方</small>
御腰物奉行	三千石以上寄合	御儒者
御醫師衆	御外科	御女中様方
御書物奉行	<small>奥帳</small>	御馬方
	御右筆組頭	

大筒役	御膳奉行	御賄頭	御臺所頭
御細工頭	御材木石奉行	濱御殿奉行	
吹上奉行	御藥園預	御庭者支配	御同朋頭
奥坊主組頭	御數寄屋頭	中川御番	天文方
屋敷改	進物番	御召御船役	御繪師
幸若音曲	御能役者	御廣鋪御用人	
御召御馬預	<small>山西御休</small>	<small>二息御庭者支配</small>	
寺社奉行支配			
紅葉山坊主	同火之番	御樂人	神道方
連歌師	碁將碁所	古筆見	



御留守居支配

御廣敷番之頭 同御用違 進物取次番之頭

奥火之番 御切手番之頭 御天守番之頭

富士見御宝藏番之頭 玉藥奉行

御箆笥奉行 御弓矢鑓奉行 御具豆奉行

御幕奉行 明屋敷番伊賀組頭

大目付支配

關取物奉行

町奉行支配

石出帶刀 町年寄

御勘定奉行支配

御勘定組頭 御勘定 御切米手形改

御藏奉行 御金奉行 御油漆奉行

御林奉行 御川船極印改 評定所

評定所留守居 御代官 金銀朱笠

御作事奉行支配

御大工頭 御作事吟味役 同下奉行

御疊奉行 御庭造 植木奉行 御鑄物師

御翠簾屋

御鑓奉行支配



記号 上 7 7 x 10

八王子千人同心頭

御目付支配

表火之番 御貝役 御太鼓役

黒鉄頭 御掃除頭 御焼燈奉行 御中間頭

御小人頭 御駕籠頭 傳奏屋敷番

櫻田 和田倉 御用屋敷 御臺所番

二九御留守居支配

二九火之番

布衣以上大概順 キツメ

千五百石 (口) 高家

御役料八百俵部屋住御切米五百俵

五千石 (口) 御側衆

御役知三千石 (口) 駿府御城代

持高 (口) 伏見奉行

三御役料三千俵 (口)

五千石 (口) 御留守居

同 (口) 大番頭

四千石 (口) 御書院番頭



130号の上7721

四千石

(口)

御小性組番頭

持高

(口)

御両郷家老

公儀ヨリ千俵御屋形ヨリ千俵

三千石

(口)

大目付

同

(口)

町奉行

同

(口)

御勘定奉行

二千石

(口)

御簀奉行

同

(口)

御作事奉行

同

(口)

御普請奉行

同

(口)

小普請奉行

三千石

(口)

甲府勤番支配

御役知千石但三千石以下者被仰付候得

御裁ニテ被下之

一千石

(口)

長崎奉行

御役料四千四百貳俵壹斗

二千石

(口)

松前奉行

京和ニ戌年二月廿二日親規

一千石

(口)

京都町奉行

同

(口)

大坂町奉行

御役料現米六百石

130号の上7721



132号の上へつて

千石

御役料七百俵

(口)

駿府御城代

千石

(口)

禁裏附

御役料千五百俵  
八千石高千石以下者被仰付候  
 三千石以上者被仰付候  
 得八御役料千俵被下之

持高

(口)

仙洞附

御役料千五百俵以上  
千俵三千石以上八御役料千五百俵

千石

(口)

山田奉行

御役料千五百俵

二千石

(口)

日光奉行

132号の上へつて

御役料五百俵

千石

(口)

奈良奉行

御役料千五百俵

千石

(口)

堀奉行

御役料現米六百俵

千石

(口)

駿府町奉行

御役料五百俵

同

(口)

佐渡奉行

御役料千五百俵百人扶持

同

(口)

浦賀奉行



130号の上へつゝ

御役料五百俵

二千石 (口) 西九御留守居

三千石 (口) 百人組ノ頭

二千石 (口) 御鑓奉行

三千石 (口) 小普請組支配

二千石 (口) 新御番頭

同 (口) 清水勤番支配

千五百石 (口) 御持筋ノ頭

持高 (口) 火消後

御役扶持三百人扶持

五百石 (口) 御小性

御役料三百俵

持高 (口) 中奥御小性

千五百貳拾参石<sup>番頭格ニテ上ニ入ル</sup> 林 大學頭

聖堂料千石九十五人扶持

五百俵 (口) 御臺様 御用人

御役料三百俵 (口) 半井大和守

千五百石 (口) 今大路中務少輔

千貳百石 (口) 法印医師

持高

元光院



1, 500石 - 上ハ7200

持高	千石以下ハ御役料貳百俵	御鐵炮方
七百俵	<small>西丸御裏御門</small> 番之頭	
千石	御徒頭	
同	小十人頭	
五百俵	御小納戸	
御役料三百俵		
七百俵	御船手	
同	二丸御留守居	
同	御納戸頭	

貳百俵	狩野養川
持高	法眼醫師
持高	大坂御船手
五百石以下之者御役料持百人7千	
千石	御留守居番
千五百石	御先手鐵弓頭
千石	御目付
同	御使番
同	御書院組頭
同	御小性組頭



同

(可)

御腰物奉行

千石

(可)

御鷹匠頭

御役扶持二十人ノ子

五百俵

(可)

御勘定吟味役

御役料三百俵

四百俵

(可)

奥御石筆組頭

御役料二百俵  
外金二十  
四兩二分御四季施代

四百俵

(勘)

美濃郡代

但御足高ニハ

同

(カ)

飛騨郡代

六百俵

京都御代官  
(所司)

小堀縫殿。

外御役料子俵

六百俵

清水勤番組頭。

布衣以下御目見以上

四百俵

貞章院殿  
(可)

用人

御役料百俵

六百俵

(可)

新御番組頭

同

(可)

大御番組頭



三百俵

(可)

表御右筆組頭

御役料百五十俵

持高

(可)

御膳奉行

御役料二百俵但二百俵以下八十俵

貳百俵

小普請組支配組頭

御役料三百俵二十人ノ子

同

甲府勤番支配組頭

同断

四百俵

(ル)

御裏御門切手番ノ頭

同

(ル)

西九切手番ノ頭

持高

(所司)

二條御城御門番ノ頭

御役料現米百二十石

同

(ル)

御廣敷番ノ頭

御役料二百俵御普請掛十人ノ子

三百俵

(可)

中奥御番

同

御小姓組

同

御書院番

同

駿府勤番

貳百俵

(用)

西番格御庭番

四百俵

御納戸組頭



持高

(正)

御鐵炮玉藥奉行

御役扶持二十人ノ子

同

(正)

御鐵炮御單苜奉行

御役ノ子十人ノ子

同

(所司)

二條御鐵炮奉行

御役料現米六十石

高無構

(定)

大坂御鐵炮奉行

御合力米現米八十石

持高

(正)

御弓矢籠奉行

御役扶持十人ノ子

高無構

(定)

大坂御弓奉行

御合力米八十石

四百俵

(正)

御天守番ノ頭

同

(正)

富士見  
御室藏 番ノ頭

高無構

(定)

大坂破損奉行

御合力米八十石

持高

(正)

御具足奉行

御役ノ子十人ノ子

高無構

(定)

大坂御具足奉行

御合力米八十石



持高

(二)

御幕奉行

御役フ子十人

貳百俵

駿府御武具奉行

御藥園御用兼役被仰付  
御預り料三十兩

貳百俵

(一)

御書物奉行

御役フ子七人

貳百俵貳人扶持

成嶋忠八郎

内御足高百俵外勤金十兩於奥被下之

貳百俵

(一)

諏訪部文左衛門

御役料貳百俵

同

(一)

村松四兵衛

同

同

(一)

御賄頭

同

貳百五十俵

新御番

貳百俵

御腰物方

同

御納戸

同

大御番

同

甲府勤番

現米八十石

(一)

小南甚三郎



外勤金十兩御鏡御相子  
罷出候付銀子被下之

二百俵

奥御右筆

金二十四兩二分御納戸渡

百九拾俵

表御右筆

二百俵

御馬預

御役ノ子十人松村四兵衛  
降百五十俵高ニ見習

百俵五人ノ子

御馬方

三百俵

山十人組頭

高

箱館支配吟味役

享和二年ヨリ新規

高

清水勤番組頭

貳百俵

大筒後

御役料十人ノ子

貳百五十俵

御鷹匠組頭

此以下ハ御足高被下也

參百五十俵

御勘定組頭

御殿詰御取方御勝手  
方御定所御役料百俵

參百俵

日光奉行支配組頭

御役ノ子貳十人ノ子

貳百俵

佐渡奉行支配組頭



御役料三百俵 御役金百兩

百五拾俵

(カニ) 御代官

駿府江戸廻り御役料三百俵

持高

(カニ) 御切米手形役

御役料二百俵

同

(カニ) 御藏奉行

同

同

(カニ) 二條御藏奉行

御役料現米四十石

二百俵

(カニ) 大坂御藏奉行

御合力米現米八十石

二百俵

(カニ) 御金奉行

御役料百俵

二百俵

(カニ) 大坂御金奉行

此以下ハ御足高被下之  
外御合力米現米八十石

二百俵

(カニ) 御細工頭

御役料百俵

持高

(カニ) 御材木石奉行

同

百俵十人ノ子

小普請方



御役料十五人ノ子

二百俵

(可)

吹上奉行

御役ノ子七人御役金十兩

持高

(可)

河合市三郎

御役ノ子五人御役金十兩

百五十俵

小石川

濱御殿奉行

同

(可)

御藥園奉行

二百俵

(可)

御膳所御臺所頭

御役料百俵

御臺様

御膳所御臺所頭

同

同

(可)

表同

日

持高

(可)

儒者

同

(作)

御置奉行

御役ノ子十五人ノ子

同

(可)

漆奉行

日

百俵

同

(可)

林奉行

日ノ子十人當時無之



百俵持フ子

可

御庭之者支配

御役フ子五人

同

可

西丸御庭預り

同

二百俵

御廣敷

御用達

百俵十人フ子

小十人組

百俵持フ子

小十人格

御庭番

但部屋住ヨリ被召出候ハ二十人フ子

百俵

御鷹匠

但御鷹匠見習ハ五十俵見習被候印付翌年暮ヨリ十五兩ツ、三ヶ年相勤五ヶ年日

百俵

貳百俵

川船改役

百五十俵

同

吟味方改役

同

百五十俵

寺社奉行

吟味物調役

御役フ子十人フ子

百五十俵

評定所留役

同

同

町奉行

吟味物調役



日

同

昌平坂

御勘定

學問所勤番組頭

持高

(禁)

禁裏御賄組頭

御役料百俵

二百俵

(可)

御鳥見組頭

御役フ子十五人御傳馬金十八兩書狀言遣金七兩

百俵

(可)

吹上添奉行

御役フ子五人御役金十五兩

百俵三人フ子

(可)

植村左平太

二百俵持高

(可)

馬醫

二百俵

(可)

千人頭

八人地方二人藏米フ子

二百俵

(作)

大工頭

御役フ子二十人

同

(作)

京都日

日

百俵

(可)

小普請方改御

日

十人フ子

同

(作)

御作事下奉行



同

同

日

二百俵二十人フ子 (可)

寄場奉行

持高

(可)

寄合醫師

同

御番醫師

二百俵以下八御番料百俵

二百俵

(可)

天文方

但測量御用相勤候者ハ御後フ子七人同手傳五人フ子曆作御用ハ御フ子十手傳五人フ子

二百俵

(可)

御同朋頭

百五十俵

(可)

御數寄屋頭

御仕季施頂戴仕御呈高ノ者ハ御杖持結ヒ百五十俵高ニナル

百俵十人フ子

御同朋

百石十五人フ子

狩野

百俵二人フ子

(可)

岩川御藥園頭  
荻川小野寺

○御目見以下

百俵五人フ子

(可)

濱御殿添奉行 (又)

八拾俵

御鳥見

(又十)  
(〇)

野フ子五人手傳金十八両



持高

御召御舟上乘役 (XO)

百俵持フ子

御天守番 (XO)

同

御土見番 (XO)

百俵七人フ子

御館奉行支 (XO)

同

御調役並吟味 (XO)

御役フ子七人

御改役並吟味 (XO)

同

御普請方改役 (XO)

御役フ子七人御手當五兩

同 持フ子

支配勘定 (XO)

八十俵三人フ子

禁裏御入用取調役

(XO)

御役金二十兩

百俵三人

支配勘定格

御普請役元 (XO)

被下金十兩

貳百俵

御徒目付組頭 (XO)

百五十俵

火之番組頭 (XO)

同

御徒組頭 (XO)

但惣年數五十年ニテ七十以上當役二十年勤之者其身一代小普請入被仰付右年數之内病氣ハニテ難勤者ハ五ヶ年御徒頭支配無役ニテ罷在其余番代被仰付

百俵

日光奉行支 (XO)

御役フ子五人役金十兩



百俵持フ子 御貝役 (x○)

同 押太鼓役 (x○)

七十俵五人フ子 小普請方吟味役

勤金十兩

百俵持フ子 進物取次番之頭 (x○)

同 御廣敷添番 (x○)

御普請掛り五人フ子

五十俵持フ子 御廣敷添番並 (x○)

同 御庭番 (x○)

部屋任ノ者十人フ子

百俵持フ子 阙所物奉行 (x+)

同 黒鉄頭 (x○)

百俵五人フ子 御徒目付 (x○)

同 濱吟味役 (x○)

同持フ子 御掃除頭 (x○)

持高 評定所番 (x○)

百俵四人フ子 御膳所組頭 (x○)

御金二十兩 御臺様 御膳所御臺所組頭 (x○)

七拾俵持フ子 御役金同断



百俵四人ノ子  
表御臺所組頭(×)

八十俵持フ子  
御徒押(×)

同  
御挑灯奉行(×)

同  
奥火之番(×)

七拾俵  
表火之番(×)

八拾俵持フ子  
御中間頭(×)

同  
御小人頭(×)

持高  
御普請方(×)

御後ノ子三人御役金八兩但二十俵以下ノ者被仰付候得ハ二十俵ニナル

七拾俵持フ子  
御侍(×)

六拾俵持フ子  
二人九火ノ番(×)

同  
紅葉山火ノ番(×)

同  
御駕籠頭(×)

五十俵持フ子  
進上取次上書(×)

同  
勘使買物使(×)

御役金二拾兩  
大筒役組頭(×)

同  
御膳所御臺所人(×)

御役金十兩  
御膳所御臺所人(×)

四拾俵持フ子  
御臺様  
御膳所御臺所人(×)



日

四拾俵持フ子

表御臺所人(〇)

参拾俵

小金御倉

野馬奉行(〇)

同 二人フ子

御廣敷

御用部屋書役(〇)

五拾俵

吹上奉行支配

筆頭役(〇)

御役金拾参両

同

學問所勤番(〇)

七拾俵五人フ子

御賄方組頭(〇)

御役切米三十俵

七拾俵

御賄調役(〇)

御役切米三十俵御金十両

五拾俵

御賄吟味役(〇)

御役切米二拾俵御役金十両

持高

御賄御酒役(〇)

御役切米拾五俵

五十俵三人フ子

人足寄場元役(〇)

五十俵

御作事方

御被管(〇)

五十俵

小普請組世話役(〇)

御役フ子三人フ子

貳拾俵二人フ子

御臺所番(井〇)



持高

明星敷番

伊賀者組頭 (口〇)

同

小普請方

伊賀者組頭 (口△)

御役 子四人

三十俵三人

日新

吟味手傳役 (口△)

勤金五兩

五十俵三人 子

手代組頭 (口△)

二十俵二人 杖持

改下役組頭 (口△)

三十俵

御膳所御喜表

小間遣頭 (口△)

御役 子三人

拾人杖持

御月明頭支配

公人朝夕人 (口)

先祖

太田孫左衛門

權現様慶長八年御参内、節御規式御同朋善阿彌工被召御目見仕御杖持並諸太夫ノ将束拜領御小便筒懷中仕供奉相勤御将束櫃ニ相添長橋局工相渡候由供奉仕候節ハ昇殿御免被指候

三百俵

現米八十石ヨリ

石出帶 (口△)

百五十俵迄

諸組 (口△)

一御留守居与力

一御留守居番与力

一百人組四組ノ内

根來組与力  
甲賀組与力



一西丸御裏御門番与力

右前々ヨリ御普代ト相定來

四拾俵マヨリ持杖持 佐列廣間番 (口△)

但三拾俵持フ子ノ者二人御役金三拾五兩

ツ、其外ハ御役杖持二人外役金八兩

七拾俵五人フ子 御徒 (井△)

八拾俵三人フ子 御勘定 御普請役元ノ

參拾俵三人 箱館奉行支 (口△) 配調役下役 (口△)

御役フ子三人 御勘定 吟味役方下役 (口△)

持高

同断

五十俵四人マヨリ 御勘定 御普請役 (口△)

御役金十兩

被下金十兩ヨリ三兩マテ御役フ子但見習ハ勤金

五拾俵三人 御馬乘 (口△)

參拾俵三人 評定所書役 (井△)

壹人フ子御給金十兩但見習六兩二人フ子

持高 御作事方 勘定役 (口△)

參拾俵二人 御廣敷 伊賀ノ者 (井△)

月 山里伊賀ノ者 (口△)



持高持フ子 明屋敷 伊賀ノ者 (四)

五拾俵二人 奥坊主組頭 (八)

御役フ子二人

御四代ノ内被召抱候者二半  
場ヨリ相増其外ハ御抱入

五拾俵 紅葉山御宮附坊主 (八)

右日断

四拾俵二人 御敷寄屋 坊主組頭 (八)

右日断御四季施金四両

同 表坊主組頭 (八)

右日断

貳拾俵二人フ子 御賄方 (口八)

同 御作事方 小 役 (廿十)

貳拾俵持フ子 日 書 役 (廿十)

參拾俵三人フ子 手 代 (廿十)

參拾俵 紅葉山 御高盛坊主 (八)

御四季絶金銀五枚

二十俵二人フ子 日 御掃除坊主 (八)

御四代ノ内、被召抱修者二半場ヨリ相増

三十俵二人フ子 小普請方 伊賀ノ者 (廿)

二十俵二人フ子



參拾儀三人フ子

日 手代 (廿)

參拾儀持フ子

御鷹大率 (十一)

此以下御足高見習御役金御  
フ子被下同心見習モ同斷

持高

御休息 御庭ノ者組頭 (十一)

御役フ子三人

貳拾儀三人

御廣敷伊賀吟味役 (廿)

同

御下男頭 (三十)

參拾五儀二人

御目付支配 無役世話役

但部屋位ハ二十儀二人フ子

持高

濱筆頭役 (廿)

貳拾儀二人

奥坊主 (八)

但奥坊主御用部屋御時計役時斗ノ間坊主  
共御役フ子二人御屋御時計役時斗ノ間坊主  
召抱候者ハ御持ヨリ  
相増其外ハ御抱入

參拾儀三人フ子

御敷高屋坊主 (八)

但役人以上ハ御四季施金四兩外場所ヨリ  
被御付候者ハ二儀二人フ子ノ者モ有之  
候親規御抱入フ子者

貳拾儀二人

表坊主 (五)

參拾儀二人

御細工同心 (廿)

持高

御普請方同心 (廿)

御役持力 御役持金五兩御手當二兩



同

同持扶持

諸組同心 (廿)

二拾俵二人

進物取次下番 (廿)

同

御天守下番 (廿)

二拾俵フ子

御室藏下番 (廿)

御役金六兩

御膳所御臺所

小間遣組頭 (廿)

二拾俵持フ子

御臺様

小間遣組頭 (廿)

御役金三兩

二拾俵持フ子

表御臺所

小間遣組頭 (廿)

拾五俵同

御下男組頭 (廿)

三十俵二人

御校木右奉行

手代 (廿)

同

林奉行

手代 (廿)

但見習八十五俵壹人フ子

漆奉行

(廿)

二十俵二人

書替

同 (廿)

三十俵二人

淺草御藏

同 (廿)

御給金拾兩三人

但組頭ハ御役金五兩助手代五人フ子

關所物奉行

同 (廿)

持高持フ子

小普請方

改役下役 (廿)

御役フ子三人



持高

吹上奉行支配 役人目付(口△)

御役フ子三人 御役金十三兩ヨリ銀二枚

二拾俵二人

御馬方 爪髪役 (井△)

持高

吹上 御庭番人組頭(井△)

御役フ子三人

同

濱御庭 世話役(井△)

拾五俵壹人フ子

御殿番(井△)

同

御中間目付(井△)

持高

御小人目付(井△)

吹上奉行支配 御庭方 世話役(井△)

御役フ子三人 御役金壹兩

同

御普請方組頭(井△)

御役フ子三人 御役金拾五兩銀三枚

持高

御座敷方 (井△)

同

御大工ノ者 (井△)

道具代一ヶ年五兩一人ハ 御役フ子三人

同

書 役 (井△)

御役金拾一兩

同

御庭入口番人(井△)

同

御藥園方(井△)



同 日断 書役下役(廿△)

同 日断 御普請方(廿△)

三十俵二人半ヲ子  
十五俵一人半ヲ子  
御書物奉行  
同心(廿△)

同 二ノ丸 同心(廿△)

二拾俵二人ヲ子 昌平坂 同組頭(廿△)

同 學問所勤番下役

拾五俵持フ子 御廣敷 御小人

二拾五俵二人ヲ子 御口ノ者組頭(廿△)

内十俵一人ヲ子 御役切米

三拾俵二人ヲ子 大筒下役(廿△)

同 紅葉山 御掃除組頭(廿△)

二拾俵持フ子 石ノ間番(廿△)

二拾俵二人ヲ子 御勘定所 湯吞所ノ者(廿△)

御給金十三兩二分マテ被下金五兩ヨリ  
三兩マテ見習ハ五兩ヨリ壹兩貳分マテ

拾五俵壹人ヲ子 御中間(廿△)

同 御小人(廿△)

拾五俵持フ子 二ノ丸 御小人(廿△)

同 壹人半ヲ子 油方同心(廿△)

貳拾俵二人ヲ子 水主同心(廿△)

拾五俵二人ヲ子 櫻田御用屋敷 御門番人(廿△)



二拾俵二人フ子 御駕籠ノ者(十〇)

二拾俵二人フ子 寄場下役(卅十)

勤料一日壹目

同 一人フ子 御口ノ者(卅)

拾五俵持フ子 御膳所 小間遣(卅△)

役金三兩

同 御臺様御膳所 小間遣(卅△)

拾五俵一人フ子 表御膳所 小間遣(卅△)

拾五俵 紅葉山 陸尺(十△)

御役金壹兩貳分

拾五俵持フ子 御風呂者 小間遣(卅△)

拾五俵二人フ子 奥陸尺組頭(卅△)

同 壹人半フ子 同陸尺(卅△)

持高持フ子 表陸尺(卅△)

持高御切米七俵 御賄陸尺(卅△)

同持フ子 御臺様 御賄陸尺(卅△)

御役金三兩

持高 御作事方 定普請陸尺(卅△)

拾五俵二人フ子 小普請方 書物改(卅△)

改役物書役二人フ子見習三人フ子切



持高

御役料五俵壹人フ子

御手大工頭(十△)

持高

拾五俵壹人フ子

御手大工(十△)

御杖木藏

同心(十△)

同 二人

評定所

同心(十△)

拾二俵壹人

三九

御門番人(十△)

同

御路次ノ者(十△)

御抱入拾俵壹人フ子

拾二俵一人フ子

黒鋏ノ者(十△)

拾俵壹人フ子

御掃除ノ者(十△)

持高持フ子

濱御殿

同 断(十△)

拾俵二人フ子

小普請方

同 断組頭(十△)

持高

同

御掃除ノ者(十△)

拾俵一人フ子

櫻田御用屋敷

同 断(十△)

持高

紅葉山

御宮

同 断(十△)

但御相殿御靈屋相勤候者御役金壹兩

拾二俵一人フ子

御庭ノ者(十△)

但組頭ハ三人フ子世話後一人フ子

持高持フ子

山里

御庭ノ者(十△)

二拾俵二人フ子

御臺様

仕下組頭(十△)



拾五俵二人ノ子

仕丁(十八)

拾五俵持フ子

御下男(十八)

拾五俵一人羊フ子

御置小屋

御門番人(十八)

持高

小普請方定

御門番人(十八)

同

御普請方口断

同断(十八)

同

御鷹部屋

同断(十八)

雜用金壹円

御給金五兩二人ヨリ

濱御殿

物書役(十八)

外加フ子壹人フ子

岩川御藥園

二拾俵二人ノ子

同心(十八)

拾五俵壹人半

口断

荒子(十八)

持高御役切牙七俵

御臺榎

梳方陸尺頭(十八)

持拾五俵持フ子

御用部屋陸尺

御膳所陸尺(十八)

同断

御膳所陸尺(十八)

持高持フ子

梳方陸尺(十八)

拾五俵持フ子

御風呂同(十八)

十五俵二人ヨリ

淺草御藏

御門番同心(十八)

拾俵一人羊ヨリ

口断

御裁番(十八)

御給金三兩壹人マテ

口断

小揚ノ者(十八)

御給金四兩二人

房列峯園牧止

觸頭(十八)



但觸頭格ハ御給金四兩二斤所持罷在候御廐  
御給金右ノ通見習ハ御給金二兩二分勢子廻シハ二兩捕  
手ノ者

御勘定 御普請役下役 (廿)

拾七俵二人ヲ子 小遣ノ者 (廿)

御給金三兩走人ヲ子御廣敷 小遣ノ者 (廿)

拾五俵持ヲ子 御卷屋 御門番人 (廿)

持高 新組頭 (口)

但廻番ハ御役金二兩

拾二俵二人ヲ子 新組 (十)

拾三俵二人半ヲ子 御馬飼小頭 (十)

拾二俵二人ヲ子 御馬飼 (十)

御給金壹兩二分 下男 (十)

走人扶持



合印

(X) 上下役

(口) 役上下

(井) 羽織袴

(十) 白衣勤

(○) 御普代席

(○) 御普代者

(X) 二羊場

(△) 御抱入

諸組同心

百人組 御留守居 根來組

御本丸

御裏御門 玉藥奉行

右八宝曆六年十一月廿五日堀田相模守殿

被仰渡御譜代卜相定

西丸御裏御門 御金奉行元拂同心

御留守居番同心組頭

玉藥奉行同心組頭

御鐵炮方磨同心組頭



御金奉行元拂同心組頭

右前々ヨリ御譜代ト相定來二半場

右ノ外御抱ノ者ナリ

(口) 御老中

(口) 若年寄

(ル) 御留守

(用) 御側衆

(カシ) 勘定奉

(所) 所司代

(作) 作事奉

(禁) 禁裏

(ヤリ) 鑓奉

(小) 小普請奉

(フ) 普請奉







